

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少している国民健康保険被保険者世帯は、申請をすることで国民健康保険税（国保税）が減免されることがあります。

対象世帯

【全額免除】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

【一部免除】

- ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が減少している世帯

<要件（全て該当する世帯）>

- i 事業収入など(事業、不動産、山林、給与)のうち、いずれかの収入額が前年に比べて30%以上減少していること
- ii 前年のすべての所得の合計額が1,000万円以下であること
- iii 前年に比べて30%以上減少している事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる国保税

令和元年度および令和2年度の保険税で、令和2年2月1日以降に納期が設定されているもの

申請方法

申請書は幌延町のホームページおよび住民生活課住民グループ窓口にあります。

必要事項の記入と必要書類を添付のうえ、郵送または窓口へ提出してください。

申請期限

令和3年3月31日まで

町のホームページはこちら⇒



お問い合わせ先：住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

稚内税務署からのお知らせ

◆令和2年分確定申告のお知らせ～オンラインを活用して感染防止！～

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送で提出することができます。感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。



詳しくはこちら →



所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日（火）から3月15日（月）までです。

◆医療費控除は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）。

なお「医療費控除の明細書」の添付に代えて、医療費の領収書の提示または提出によることができる経過措置は、令和元年度で終了していますのでご注意ください。

「医療費控除の明細書」はこちら →
(役場の窓口にも置いてます。)



感染リスクの高い場所を回避しましょう!!

不要・不急の外出を避ける
うつらない、うつさない!

